

令和7年

市有財産売払一般競争入札募集要領

目

次

○一般競争入札の概要	1
○入札手続きについて	2～9
○入札要領	10～11
○物件調書	12～18
○様式	19～28
○市有財産売買契約書（案）	29～30

行 橋 市

一般競争入札の概要

行橋市では、下記のスケジュールで一般競争入札により市有財産を売却します。

一般競争入札とは、入札物件について、各物件の最低売却価格以上であり、かつ、最高額で入札した方に売却する方法です。

1. 申込受付

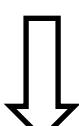


○期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月23日（金）まで

○場所 行橋市役所4階 総務部財政課管財係

※電話、郵送による受付は行いません。

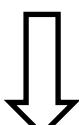
2. 入札保証金の納入



○期限 入札開始前まで

○金額 入札金額の100分の5以上（円未満切上）

3. 入札



○入札日 令和8年2月3日（火）午後2時から行います。

※受付は午後1時20分から午後1時50分まで

※落札者以外には入札保証金を返還します。

4. 契約保証金の納入

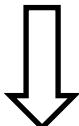


○期限 契約締結前まで

○金額 売買代金の100分の10以上

※入札時に納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。

5. 契約締結



○期限 落札の日から7日以内

6. 売買代金の納入・所有権移転

○売買代金の納入

売買契約締結日から30日以内に一括納付していただきます。

○所有権移転

売買代金の全額納付を確認後、行橋市が所有権移転登記手続きを行います。

※手続き等の詳細につきましては、次ページ以降をご覧下さい。

入札手続きについて

1. 入札物件一覧（位置図等は物件調書のとおり）

(1) 土地

物件番号	所在地	地目	面積 (m ²)	最低売却価格
①	行橋市大字福丸 772 番 3	公園	945.63	6,619,000 円
②	行橋市大字上稗田 1079 番 1	雑種地	76.33	286,237 円

2. 入札参加資格

入札は個人、法人を問わず参加できます。

ただし、次のいずれかの事項に該当する方は入札に参加できません。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に該当する者（公有財産に関する事務に従事する職員）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

① 当該物件を暴力団の事務所及び公の秩序または善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者

② 法人の役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員または当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。）が暴力団組織の構成員でなくなった日から3年を経過していない者。

(4) 国、県、市税を滞納している者

3. 入札物件に付ける条件

(1) 売買契約にあたり、落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはなりません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはなりません。

4. 入札参加申請手続き

(1) 提出物

① 一般競争入札参加申込書（様式1号）

② 添付書類

次のア～カについて、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

ア 同意書（様式8号）

イ 印鑑登録証明書

ウ 納税証明書（国税・都道府県税・市税、3種類の納税証明書が必要です。）

- ・国税・・・国税に未納のない証明（法人：法人税等「納税証明書その3の3」）
(個人：所得税等「納税証明書その3の2」)
 - ・都道府県税・・・都道府県税に未納のない証明
 - ・市町村税・・・市町村税及び国民健康保険料（税）に未納のない証明
(法人：法人及び代表者)
(個人：代表者)
- エ 【個人の場合】住民票
オ 【法人の場合】登記事項証明書（全部事項証明書）
カ 【法人の場合】役員一覧

(2) 注意点

① 複数の物件の入札に参加する場合

一般競争入札参加申込書を、参加を希望する物件毎に提出してください。ただし、添付書類は1部のみで構いません。

② 共有で申請する場合

ア 売買契約の契約者及び所有権移転にかかる登記権利者は申請者の名義になりますので、共有を希望する場合は、一般競争入札参加申込書（様式1号）ではなく、一般競争入札参加申込書（様式1-1号）を提出してください。

イ 添付書類は共有者全員のものを提出してください。

ウ 入札手続きに関する代表者を1名決めて、ほかの共有者全員から代表者に対し、入札に関する事項を委任する委任状（様式2号）を作成し、提出してください。

③ 電話、郵送による受付は行いません。

(3) 交付書類

申し込みを受け付けた場合は、次の書類を交付します。

- ① 一般競争入札参加申込書（写し）
- ② 入札書（様式4号）
- ③ 入札保証金納付書（様式5号）
- ④ 入札保証金還付請求書（様式7号）
- ⑤ 入札保証金の振込用紙

(4) 受付場所

福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所4階

総務部財政課管財係

(5) 受付期間

令和7年1月23日（火）から令和8年1月23日（金）までの午前9時から午後4時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。正午から午後1時までを除く。)

受付期間終了後の申請は受付いたしません。

5. 使用する印鑑

次の書類に使用する印鑑はすべて同一のものを使用してください。

- ・一般競争入札参加申込書
- ・委任状（様式2号）
※委任者の印
- ・入札書（様式4号）
※入札者の印
- ・入札保証金納付書（様式5号）

- ・入札保証金還付請求書（様式7号）
- ・同意書（様式8号）

法人の場合には、商号・役職名が含まれた代表者の印鑑を使用してください。会社印（角印）は使用できません。

なお、売買契約締結時には、実印（印鑑登録証明書の印）を使用します。

6. 入札保証金の納入

(1) 入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切上）を、入札開始前までに行橋市が交付する振込用紙により納入してください。

(2) 入札保証金を支払うための用紙は、入札参加申請手続き時に交付します。金額は空欄のまま交付いたしますので、納めるべき保証金額をよくご確認のうえ、各自で用紙に記入し、使用してください。入札保証金を納めたのち、入札保証金納付書（様式5号）を記入のうえ入札参加申込受付場所までご持参ください。

（参考）入札保証金 500,000 円を納入する場合

・10,000,000 円の入札・・・有効 • 10,000,001 円の入札・・・無効

(3) 入札保証金の領収書は入札時に必ず原本を持参してください。原本を持参されない場合は入札に参加できません。

(4) 入札保証金の納入ができる金融機関は下記のとおりです。

- ・西日本シティ銀行 行橋支店
- ・福岡中央銀行 行橋支店
- ・福岡銀行 行橋支店
- ・福岡ひびき信用金庫 行橋支店
- ・田川信用金庫 行橋支店
- ・北九州銀行 行橋支店
- ・福岡県信用漁業協同組合連合会 行橋市内各漁協
- ・福岡京築農業協同組合 行橋市内各支店
- ・九州労働金庫 行橋支店

(5) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その方が納入した入札保証金は行橋市に帰属し、返金できません。

(6) 落札者にならなかつた場合は、入札日から概ね1ヶ月以内に入札保証金を還付します。

口座振込によりお返しいたしますので、入札保証金還付請求書（様式7号）に必要事項を記入し、入札日にご提出ください。

7. 入札日時及び場所

(1) 入札日

令和8年2月3日（火）

場所 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 東棟3階 301会議室

時間 午後2時から（受付は午後1時20分～午後1時50分まで）

(2) 受付時提出物

- ① 一般競争入札参加申込書（写し）
- ② 入札保証金還付請求書（様式7号）
- ③ 入札保証金の納入通知書兼領収書（原本）
- ④ 委任状（様式2号）

※代理人に委任する場合のみ必要（法人の場合で入札当日にその法人の社員、職員等が入札会場に来る場合でも必要となります。）

- ⑤ 印鑑登録証明書

※代理人に委任する場合は、代理人の証明書を提出してください。（法人の場合で入札当日にその法人の社員、職員等が入札会場に来る場合でも必要となります。）

⑥ 本人確認ができる書類（運転免許証等、法人の場合は社員証等も可）

(3) 入札方法

入札の場所において物件番号①から順次行います。入札書を入札用封筒に入れて封をし、入札して下さい。（入札書及び封筒は記入・押印をお願いします。）

(4) 共有で申請した場合の入札書の記名

入札書の入札者欄に共有者全員の住所・氏名を記入後、代表者（委任状に記載の代理人）の住所・氏名を代理人欄に記入してください。

(5) 開札について

入札後直ちに開札します。入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせて行います。

(6) 一度提出した入札書は書き換え、引き換えまたは撤回をすることができません。入札に関して見込み違い、誤記、物件の数量に対する異議等があっても一切受け付けいたしません。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない方が入札したもの
- ② 入札保証金が入札金額の100分の5に満たないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が提出されたもの
- ④ 入札額が最低売却価格に達していないもの
- ⑤ 入札書の記名押印のないもの（委任状が提出されている場合は、代理人の住所、氏名及び押印のないもの）
- ⑥ 入札書の金額が訂正されたまたは記載事項について判読できないもの
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ 参加申込書を提出していないもの
- ⑨ 郵送をもって入札書を送付したもの
- ⑩ 市が定める様式以外を用いて入札したもの
- ⑪ 代理入札で委任状を提出していないものまたは2人以上の代理をしたもの
- ⑫ 入札保証金の納付がないまたは入札保証金の納入通知書兼領収書を提出しないもの

8. 落札者の決定

(1) 開札はその場で直ちに行います。

(2) 開札の結果、最低売却価格以上であり、かつ、その開札における最高額で入札したもの落札者として決定します。

(3) 落札者となるべき者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(4) 入札結果はその場で次の内容を公表します。

①落札者の氏名又は商号

②落札金額

(5) 再度入札は実施いたしません。

9. 落札者の決定の取り消し

落札者決定後に、落札者に入札参加資格がないことが判明した場合、又は落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合は落札者決定を取り消します。この際、入札保証金は返金いたしません。

また、落札者決定を取り消した場合は、次順位最高額入札者への落札者決定を行わず、入札を無

効とし、次回以降に再度入札を行います。

10. 契約締結・契約保証金の納入

- (1) 落札者は落札の日から7日以内に契約を締結していただきます。
- (2) 売買契約の名義は申込者本人となります。
- (3) 期限までに契約が締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は行橋市に帰属することになります。
- (4) 売買契約書作成に伴う印紙税は落札者の負担になります。
- (5) 売買契約書への押印は実印（印鑑登録証明書の印）を使用してください。
- (6) 落札者は、契約締結前までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上を行橋市が交付する振込用紙により納入してください。
- (7) 落札者は、入札時に納付された入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (8) 手続きの詳細は、落札者決定後に個別にご案内いたします。

11. 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、売買契約締結日から30日以内に一括納付していただきます。納付については、行橋市が交付する振込用紙により納入してください。
- (2) 契約時に納付された契約保証金を売買代金に充当することができます。
- (3) 期限までに売買代金の納付が行われなかつた場合は、契約保証金は行橋市に帰属することになります。

12. 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額納付を確認後、行橋市が所有権移転登記手続きを行った時点で、所有権が移転するものとします。
- (2) 物件は現状有姿のまま引渡します。したがって事前に各自で現地を確認してください。
- (3) 所有権移転登記に伴う登録免許税は、落札者の負担とします。

13. 情報公開

入札参加者数、落札価格の情報は公開の対象となります。また、参加者名（個人名を除く）、入札額等の入札に関する事項は公開の対象となりますのでご了承ください。

14. 辞退

入札参加申請後に辞退する場合は、すみやかに辞退届（様式9号）を提出してください。

15. 入札当日に必要なもの

- (1) 一般競争入札参加申込書（写し）
- (2) 入札保証金還付請求書（様式7号）
- (3) 入札保証金の納入通知書兼領収書（原本）
- (4) 運転免許証等の本人確認ができる書類（法人の場合は社員証等も可）
- (5) 入札書・入札用封筒（記入・押印済み）
- (6) 委任状（様式2号）

※代理人に委任する場合のみ必要（法人の場合で入札当日にその法人の社員、職員等が入札会場に来る場合でも必要となります。）

(7) 印鑑登録証明書

※代理人に委任する場合は、代理人の証明書を提出してください。(法人の場合で入札当日にその法人の社員、職員等が入札会場に来る場合でも必要となります。)

16. 暴力団の排除

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、役員または実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者は入札に参加できません。
- (2) 暴力団員でないことを確認するため、落札者から警察機関に問い合わせることについての同意書及び役員名簿（法人の場合）を提出していただきます。
- (3) 同意書及び役員名簿に基づき、警察機関に対し暴力団等でないことを確認するため照会します。その際、頂いた個人情報を警察機関に提供します。
- (4) 照会の結果（1）に該当すると回答があった落札者とは契約を行いません。またすでに契約済みの場合は、契約を解除します。

17. その他

- (1) 現地説明会は実施しません。現状有姿のまま引渡します。参加される方は必ず現地を確認してください。
- (2) 物件調書の各項目や各法律等により定められた使用制限、条件、手続き等の詳細につきましては、それぞれの関係部署で事前に確認してください。
- (5) 入札において売却に至らなかった物件は先着順受付にて売却することができます。
- (6) 本募集要領に定めのない事項は地方自治法、地方自治法施行令、行橋市契約規則及び行橋市財産規則の定めるところによる。

18. 入札に関するお問合せ先

行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所4階

行橋市 総務部 財政課 管財係

電 話 0930-25-1111（内線 1412・1413） F A X 0930-25-0299

【参考】

地方自治法

(職員の行為の制限)

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的 requirement 行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的 requirement 行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

入札要領

第1条 入札希望者は、市有財産売払一般競争入札募集要領、市有財産売買契約書及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する委任状を入札執行前に提出しなければなりません。

2 入札参加者またはその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、入札参加資格を有していない者を入札代理人とすることはできません。

4 委任状は封筒に入れる必要はありません。

第4条 入札は入札書により、封書にして入札時に提出しなければなりません。

第5条 入札者は入札前までに入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を納付して下さい。

第6条 入札書には、入札者の住所、氏名を記入のうえ、押印するものとし、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第7条 提出済の入札書は、その事由の如何に拘らず、引換、変更又は取消を行うことはできません。

第8条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 入札参加資格のない方が入札したもの
- 2 入札保証金が入札金額の100分の5に満たないもの
- 3 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が提出されたもの
- 4 入札額が最低売却価格に達していないもの
- 5 入札書の記名押印のないもの（委任状が提出されている場合は、代理人の住所、氏名及び押印のないもの）
- 6 入札書の金額が訂正されたまたは記載事項について判読できないもの
- 7 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- 8 参加申込書を提出していないもの
- 9 郵送をもって入札書を送付したもの
- 10 市が定める様式以外を用いて入札したもの

11 代理入札で委任状を提出していないものまたは2人以上の代理をしたもの

12 入札保証金の納付がないまたは入札保証金の納入通知書兼領収書を提出しないもの

第9条 入札後直ちに開札します。入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に關係のない本市職員を立ち会わせて行います。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 落札者は、最低売却価格以上でその開札における最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札となるべき者が2名以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

第11条 入札保証金は、落札者以外の方は還付請求書並びに入札保証金の納入通知書兼領収書（原本）と引換に入札者が指定する金融機関の口座に振り込みます。落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができます。

第12条 落札者が落札の日から7日以内に契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は行橋市に帰属することになります。

第13条 落札者は、契約締結の前までに、売買代金の100分の10以上（円未満切上）に相当する保証金を納付して下さい。

第14条 前条の規定により契約保証金を納付した落札者は、契約締結日から30日以内に売買代金の全額を納付してください。この際、契約保証金を売買代金に充当することができます。

なお、落札者が契約締結日から期限までに売買代金を納付しない場合には、契約保証金は行橋市に帰属することとなります。

第15条 本要領に定めのない事項は地方自治法、地方自治法施行令及び行橋市契約規則の定めるところによります。

【参考】入札書封筒の記載例

表面

行橋市長 殿

市有財産売扱一般競争入札（物件番号○）

入札書在中

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者（受任者）役職・氏名



裏面

注記：入札書は封筒に入れ、○の箇所に押印（割印）すること

物 件 調 書

物 件 番 号	1	最 低 売 却 価 格	6,619,000 円	
所 在 地	行橋市大字福丸 772 番 3			
住 居 表 示				
地 目	公園			
地 積	公 簿 面 積	946.00 m ²	実 測 面 積	945.63 m ²
道 路 状 況	西側→市道 福丸団地 1 号線 幅員→約 5.7m に接面 北側→未舗装私道 幅員→約 4.0m に水路を介し接面			
法 令 等 に 基づく制限	都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域 内		
	用 途 区 域	無 指 定	区 域 区 分	非 線 引 き
	建 ぺ い 率	70%		
	容 積 率	200%		
そ の 他 制 限				
供 給 处 理 施設の状況	電 气	九 州 電 力		
	ガ ス	プロパン		
	上 水 道	な し		
	下 水 道	な し		
公 共 施 設	行 橋 市 役 所 約 4.8 k m (物件の南東方)			
	延 永 小 学 校 約 2.1 k m (物件の南東方)			
	長 峠 中 学 校 約 0.1 k m (物件の南方)			
交 通 機 関	J R 行 橋 駅 約 3.7 k m (物件の南東方)			
	乗 合 タ ク シ 一 停 留 所 約 0.1 k m (物件の南東方)			
そ の 他 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○本物件は、北側間口約 47.5m、奥行最大約 25.5m の不整形。 ○境界標あり。 ○本物件は現況での引渡し。 ○北西端部の出入り口付近、地中に防火水槽（約 40 トン）が存する。 ○画地内に公園遊具（ジャングルジム、鉄棒、ベンチ等）が存する。 			

位置図



① 行橋市大字福丸 772 番 3



物 件 調 書

物 件 番 号	2	最 低 売 却 価 格	286,237 円	
所 在 地	行橋市大字上稗田 1079 番 1			
住 居 表 示				
地 目	雑種地			
地 積	公 簿 面 積	76.00 m ²	実 測 面 積	76.33 m ²
道 路 状 況	北西側→市道 宮ノ上・川向線 幅員→約 7.0mに接面			
法 令 等 に 基づく制限	都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域 内		
	用 途 区 域	無 指 定	区 域 区 分	非 線 引 き
	建 ぺ い 率	70%		
	容 積 率	200%		
そ の 他 制 限				
供 給 处 理 施設の状況	電 気	九 州 電 力		
	ガ ス	プロパン		
	上 水 道	な し		
	下 水 道	な し		
公 共 施 設	行 橋 市 役 所	約 5.3 k m (物件の北東方)		
	稗 田 小 学 校	約 1.0 k m (物件の東方)		
	中 京 中 学 校	約 1.7 k m (物件の東方)		
交 通 機 関	J R 行 橋 駅	約 4.4 k m (物件の北東方)		
そ の 他 特 記 事 項	○本物件は、北側間口約 30.4m、奥行最大約 2.9m の不整形。 ○境界標あり。 ○本物件は現況での引渡し。			

位置図



② 行橋市大字上稗田 1079 番 1





一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

行橋市長 工 藤 政 宏 殿

申 込 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	実印	
	電 話	()	—

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みを致します。
 なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと並びに入札参加資格に規定する資格を有することを制約します。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

入札参加申込物件

物件番号	所 在 地	地積 (m ²)

1. 代理人により申し込む場合は、入札当日に委任状（様式2号）を提出して下さい。
2. 落札者となった場合は、入札保証金は契約保証金又は売買代金に充当する事が出来ます。

○添付書類

次の①～⑥について、提出日前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

- ① 同意書（様式8号）
- ② 印鑑証明書
- ③ 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税）
- ④ 【個人の場合】住民票
- ⑤ 【法人の場合】登記事項証明書（全部事項証明書）
- ⑥ 【法人の場合】役員一覧（様式3号）

一般競争入札参加申込書（共有者用）

令和 年 月 日

行橋市長 工 藤 政 宏 殿

共 有 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	実印	
	電 話	()	—
共 有 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	実印	
	電 話	()	—
共 有 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	実印	
	電 話	()	—

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みを致します。
 なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと並びに入札参加資格に規定する資格を有することを制約します。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

入札参加申込物件

物件番号	所 在 地	地積 (m ²)

○添付書類

次の①～⑥について、提出日前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 同意書（様式8号） | ⑥ 【法人の場合】役員一覧（様式3号） |
| ② 印鑑証明書 | |
| ③ 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税） | |
| ④ 【個人の場合】住民票 | |
| ⑤ 【法人の場合】登記事項証明書（全部事項証明書） | |

委任状

令和 年 月 日

行橋市長 工 藤 政 宏 殿

委任者 住 所

氏 名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の売払いにおける一般競争入札参加申込及び入札の一切の権限を委任します。

記

1. 入札物件の表示

物件番号	所 在 地

2. 代理人

代 理 人	
住 所	
(フリガナ) 氏 名	実印
生年月日	T・S・H・R 年 月 日

※委任者及び代理人双方の印鑑登録証明書を添付して下さい。

※いただいた代理人の個人情報を入札参加資格確認のために、必要な官公庁への照会資料として使用する場合があります。

役員一覧

(法人名 :)

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	()	男・女		大・昭・平・令
	()	男・女		大・昭・平・令
	()	男・女		大・昭・平・令
	()	男・女		大・昭・平・令
	()	男・女		大・昭・平・令
	()	男・女		大・昭・平・令
	()	男・女		大・昭・平・令
	()	男・女		大・昭・平・令

*いただいた役員の個人情報を入札参加資格確認のために、必要な官公庁への照会資料として使用する場合があります。

入札書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額で下記物件を買い受けたく、法令及び行橋市契約規則、入札要領等を承知のうえ入札します。

物件の表示

物件番号

物件所在地

令和 年 月 日

行橋市長 工藤政宏 殿

入札者

住所

氏名

実印

代理人

住所

氏名

実印

※ 代理人による入札は、入札者の住所、氏名を記入のうえ、その下に代理人の住所、氏名を記入して下さい。

※ 上記の場合、代理人の印鑑は委任状に押印した印と同一印鑑であること。

入札保証金納付書

令和 年 月 日

行 橋 市 長 工 藤 政 宏 殿

申込者
住 所

氏 名 印

令和 年 月 日に入札が実施されます市有財産売払一般競争入札について下記のとおり入札保証金を納付します。

記

1. 物件番号
2. 所在地
3. 入札保証金

入札保証金受領書

令和 年 月 日

様

総務部財政課

財政課長

(印)

入札保証金について、下記のとおり受領しました。

記

1. 物件番号

2. 所在地

3. 入札保証金

※この受領書は、入札保証金返還の際本書と引換に入札保証金を返還いたします。

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

行橋市長 工 藤 政 宏 殿

金 円

上記の金額を請求します。

ただし、令和 年 月 日に行われた市有財産売扱一般競争入札第 号
物件の入札保証金として。

入札保証金は、下記の口座に振り込みます。

金融機関		種別	口座番号	フリガナ
				名義
金融機関名	本店又は支店名	普通		
	銀行 農協			
	本店 支店 支所	当座		

申込者
住 所

氏 名

印

同 意 書

令和 年 月 日

行橋市長 工藤政宏 殿

申込者

住 所

氏 名

印

私は、行橋市に提出した一般競争入札参加申込書及び添付書類に記載された住所、氏名、電話番号その他の個人情報を入札参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

入札辞退届

令和 年 月 日

行橋市長 工藤政宏 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名

(印)

件名 市有財産売払一般競争入札（　号物件）

下記の理由により入札を辞退しますのでお届けします。

記

1. 辞退の理由

市有財産売買契約書（案）

売扱人 行橋市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産(土地)の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	地 目	地 積	備 考

（売買代金）

第3条 売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約と同時に、契約保証金として金_____円を甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第3条の売買代金の一部に充当できる。

3 第1項の契約保証金には利息は付さない。

4 売主は、買主が第5条の義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金の全額を、令和_____年_____月_____日から令和_____年_____月_____日までに甲に納付しなければならない。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに甲から乙に移転する。

2 甲は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に売買物件を現状のまま引き渡す。

（所有権の移転登記）

第7条 乙は前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転の嘱託登記を請求するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する諸費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、第6条第1項の所有権移転後、前条の売買物件の引渡しのときまでにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失し又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、売買物件が種類、品質、数量、法令による用途制限又は契約の目的である権利の内容に関して契約の内容に適合しないものであることを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（実施調査等）

第10条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況について質問し、実施調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることがで

きる。

(違約金)

第11条 乙は、本契約に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実施調査等を理由なく拒み妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ったときは、売買代金の100分の10を、違約金として甲に支払わなければならない。

(権利義務譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認なくして所有権移転前に売買物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は償還しない。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等をしなければならない。

(相隣関係等の配慮)

第17条 乙は、売買物件の引渡し以降においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙で協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴訟の管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（売扱人） 行橋市中央一丁目1番1号

行橋市

代表者 行橋市長 工 藤 政 宏

乙（買受人）